

日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドライン

平成15年6月11日

日本語教育振興協会維持会員協議会制定

近年、特に学校数・学生数が急増している状況の中で、日本語教育振興協会維持会員日本語教育機関（以下「日本語教育機関」という。）の間に自主的にガイドラインを作成する必要があるとの気運が高まり、平成14年4月、日本語教育振興協会（以下「日振協」という。）にガイドライン検討委員会が設置された。同委員会は、日本語教育が単なる語学教育にとどまらず、次世代を担う人材の育成を通じ、日本の伝統的な文化や社会の現状を世界に発信するとともに、民族、国家、宗教、人種、性別、文化などの違いを乗り越えて、日本と世界の人々との友好的な関係の醸成・維持・発展に寄与しうるかけがえのない役割を担うものであるとの認識に立ち、1年間にわたる慎重かつ綿密な審議を経てガイドラインの最終報告をまとめ、これを維持会員協議会が平成15年6月11日に採択し制定した。本ガイドラインが、日本語教育機関に対する正しい理解を促進するとともに、国内外の社会的信頼を高めることに寄与することを切に願うものである。

一、目的

本ガイドラインは、日本語教育機関が、自らその教育と経営の内容において、「日振協の日本語教育機関の運営に関する基準及び日本語教育機関審査内規（以下、「日振協の認定基準」という。）」の水準を維持するために最善の努力をばらうにとどまらず、その社会的使命を自覚して、よりよい姿、あるべき形をめざしてさらに前進しようとするための指針を示すものである。

二、経営者の責任

- 1 日本語教育機関の経営者は、日振協の認定基準及び本ガイドラインの趣旨に沿って、学生が安心して勉学できる教育機関として、健全で安定した経営を継続的に行う責任がある。
- 2 日本語教育機関の経営者は、常に教育内容の点検と改善を行い、高い教育水準を維持するよう、また、学習環境の改善のために最善の努力を怠ってはならない。
- 3 日本語教育機関の経営者は、教育の質的向上のために不可欠な教職員の処遇や職場環境の改善に対しても最善の努力を怠ってはならない。
- 4 日本語教育機関の経営者は、本ガイドラインが示す事項を遵守し、また、教職員に対してもこれを遵守するよう必要な指導を行う。
- 5 日本語教育機関の経営者は、その教育機関の運営にあたっては、日振協及び日本語教育機関全体への社会的信頼をそこなってはならない。

三、教職員の能力向上

日本語教育機関は、そこにかかわるすべての教職員が本ガイドラインの趣旨を達成できるよう、日振

協等の教職員研修に積極的に参加するなど必要な研鑽の機会を設ける。

四、学生の受入れ

日本語教育機関は、真に勉学の意思と能力を有する者のみを受け入れるよう最善を尽くす。

そのため、

- 1 学生の募集に際しては、本ガイドラインの趣旨を守って正確な情報提供を行い、決して誇大・虚偽の広告をしてはならない。
- 2 国外で学生募集活動を行う場合は、当該国（地域）の文化、慣習、社会事情をよく理解の上、適切な活動を行うものとする。
- 3 学生の募集に当たっては、仲介機関の斡旋に全面的に依存するなどの安易な方法に頼ることなく、また、仲介機関を介する場合は、当該機関との信頼関係の醸成に努めるとともに、日本語教育機関の責任において厳格な選考を行うものとする。

五、学生の在籍管理

- 1 日本語教育機関は、学生が心身ともに健康でその学習目的を全うできるよう最善の配慮を払わなければならない。特に、入学する学生に対しては、日本での学生生活を支障なく送ることができるよう、生活と勉学の両面について、日本と学生の母国との文化、生活習慣、法制度等の違いを入学直後の時期に細部にわたって説明するなど行き届いた指導が必要である。
- 2 日本語教育機関は、学生が在留資格認定の対象となる教育機関であることを認識し、学生に長期欠席、所在不明、不法就労、不法残留等が発生しないよう適切な管理を行う責任がある。
- 3 日本語教育機関は、在留審査関係の申請取次等、学生に代わって法律上の手続に必要な場合に限り旅券（パスポート）を本人の同意の下に預かることができるものとする。
- 4 日本語教育機関は、学内秩序の維持が必要な場合であっても、生じた問題又は生じるおそれのある問題には教育的配慮をもって解決にのぞむべきであり、旅券や外国人登録証明書を預かったり、金銭を徴収するなどの拘束的手段をもって対処してはならない。
- 5 日本語教育機関が教育の対価として受け取る入学金・授業料等の納付金とは別に、一定の期限を設けて学生に返還するという約束の下に受け取る、いわゆる「預かり金」については、名称のいかんを問わずこれを求めてはならない。ただし、一般に学生寮（自己所有、賃貸を問わない。）にかかわる敷金、各種保険料等も「預かり金」と呼ばれることがあるが、これらは、社会通念上許容されているものなので、ここにいう「預かり金」には含まないものとする。
- 6 在留資格認定証明書交付申請や在留期間更新、在留資格変更、資格外活動許可、再入国許可の申請など入国・在留にかかわる諸手続において、各日本語教育機関担当者は学生の極めて個人的な情報を扱うことから、これら学生のプライバシー保護について十分配慮しなければならない。
- 7 日本語教育機関は、学生の在籍管理において、地方入国管理局をはじめ関係諸官庁との信頼関係が維持できるよう常に努力を怠らないものとする。

六、学生の勉学環境・福祉・健康への配慮

- 1 日本語教育機関は、学生が安心して勉学できる環境の維持・向上に努めるとともに、福祉の実現と

健康の維持管理に最善の配慮を払う。

- 2 日本語教育機関は、学生の傷病や事故に対して、健康診断の実施、国民健康保険や公営・民間の補償制度への加入などの配慮を怠ってはならない。
- 3 日本語教育機関は、学生宿舍（自己所有であるか、賃貸かを問わない）の住環境の良し悪しが学生の健康や生活、ひいては勉学意欲にも大きな影響を及ぼすことを認識し、その整備には十分な配慮を払う必要がある。

七、アルバイト

アルバイト等は、日本語教育機関がこれを紹介することは法令によって規制されていることを十分認識した上で、学生がアルバイトをする場合は事前に必ず資格外活動許可を得るなど、我が国の法令を遵守するよう必要な指導を怠ってはならない。また、来日すればアルバイトが保証されているといった誇大宣伝をしてはならない。

八、納付金

- 1 納付金は、出願選考料、入学金、授業料、施設設備費等のそれぞれについて、納入方法等を募集要項に明記しなければならない。
- 2 納付金は、入学時に1年を超える納入を求めてはならない。
- 3 納付金納入後に学生の不入学又は退学等が生じた場合は、日本の教育機関として、不当と見なされない基準に基づいて納入金を返還する、あるいは返還しないものとし、そのため、次のような基準を定めて、入学予定者にあらかじめこれを明示しなければならない。
 - 3 - 1 在留資格認定証明書が不交付の場合
出願選考料を除く全納入金を返還する。
 - 3 - 2 在留資格認定証明書は交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず不來日の場合
出願選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書、在留資格認定証明書の返却が必要。
 - 3 - 3 在外公館で入国査証の申請をしたが認められず來日できなかった場合
出願選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの確認が必要。
 - 3 - 4 入国査証を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合
入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、出願選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却が必要。
 - 3 - 5 入国査証を取得し來日し入学した学生が、中途退学した場合
出願選考料と入学金は返還しない。授業料、施設設備費等も原則として返還しない。ただし、返還対象としない納入金の範囲は、各日本語教育機関の定めるところに従うものとする。なお、その規定は、日本の教育機関として不当と見なされるものであってはならない。
また、來日後の不入学に伴う納付金の返還については、中途退学と同等とみなし本項の規定に従うものとする。

九、違反

ガイドライン運用委員会は、日本語教育機関がガイドラインに著しく違反した場合、又は故意に違反した場合の当該日本語教育機関名の公表等を日振協に要請することができる。

十、改定

- 1 ガイドラインの改定は、ガイドライン検討委員会が発議し、維持会員協議会の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、あらかじめ通知された事項について書面によって表決し、又は他の維持会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、ガイドライン検討委員会は、維持会員協議会の開催に代えて、維持会員の書面による投票を行うことができることとし、その投票の過半数により決する。

附 則

本ガイドラインは、平成15年6月11日から施行する。

附 則

本ガイドラインの改定は、平成17年2月26日から施行する。

附 則

本ガイドラインの改定は、平成22年7月6日から施行する。